(様式2) 最終更新日:令和4年11月30日

特定非営利活動法人日本障害者スポーツ射撃連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 審査書式

審査項目				
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則1]組織運	(1) 組織運営に関する中長期	【審査基準 (1) について】	なし
	営等に関する基本	基本計画を策定し公表するこ	中長期基本計画は未策定である。2019年度からビジョン策定を検討し始めた。	
	計画を策定し公表	ک	【審査基準(2)について】	
1	すべきである		2023年3月までに策定する。	
			【審査基準(3)について】	
			作成に当たり、加盟団体等に意見を募る。	
	[原則1]組織運	(2) 組織運営の強化に関する		なし
	営等に関する基本	人材の採用及び育成に関する	人材の採用及び育成に関する計画は未策定である。2023年3月までに策定する。団体運営に必要な人材	
	計画を策定し公表	計画を策定し公表すること	の確保に努めている。業務効率化の取り組みを進めている。	
2	すべきである		【審査基準(2)について】	
			人材の採用及び育成に関する計画は未策定である。	
			【審査基準(3)について】	
			計画策定に当たり、加盟団体等に意見を募る。	
	[原則1]組織運	(3) 財務の健全性確保に関す	【審査基準 (1) について】	なし
	営等に関する基本	る計画を策定し公表すること	財務の健全性確保に関する計画は未策定である。2023年3月までに策定する。	
	計画を策定し公表		【審査基準(2)について】	
	すべきである		財務の健全性確保に関する計画を策定後、すみやかに当連盟HPで公表する。	
3			【審査基準(3)について】	
			作成に当たり、加盟団体等に意見を募る。	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号		谷 里	自己説明	証憑書類
	[原則2]適切な	(1) 組織の役員及び評議員の構	【審査基準 (1) について】	1. 役員名簿
	組織運営を確保す	成等における多様性の確保を	外部理事は1名で、2022年7月時点で外部理事割合は11%(理事9名中1名)である。2022年6月には、	3 2. 2022年度第3回理
	るための役員等の	図ること	理事4名(上記の外部理事1名を含む)を新任した。理事改選時に、外部理事割合を現状以上に高め	事会議事録(案)
	体制を整備すべき	①外部理事の目標割合(25%以	る。	
	である。	上)及び女性理事の目標割合	【審査基準(2)について】	
_		(40%以上)を設定するととも	女性理事は2名で、2022年7月時点で女性理事割合は22%(理事9名中2名)である。2022年6月には、	
4		に、その達成に向けた具体的	理事4名(上記の女性理事1名を含む)を新任した。理事改選時に、女性理事割合を現状以上に高め	
		な方策を講じること	る。	
			現在、外部理事の目標割合(25%以上)、女性理事の目標割合(40%以上)について設定されていな	
			いため、2022年11月の理事会において、新たに規程を作り目標割合を設定するという方向性を承認し	
			た。2023年3月までに役員に関する規程を制定する。	
	[原則2]適切な	(1) 組織の役員及び評議員の構	【審査基準 (1) について】	なし
	組織運営を確保す	成等における多様性の確保を	当連盟は特定非営利活動法人である。評議員を設置していないため、本項目は遵守および自己説明の	
	るための役員等の	図ること	対象外である。	
	体制を整備すべき	②評議員会を置くNFにおいて	【審査基準(2)について】	
	である。	は、外部評議員及び女性評議	同上	
5		員の目標割合を設定するとと		
		もに、その達成に向けた具体		
		的方策を講じること		

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	が共立	省旦 次口	自己説明	証憑書類
	[原則2]適切な	(1) 組織の役員及び評議員の		2. アスリート委員会規
			2019年にアスリート委員会を設置した。	程
	るための役員等の		【審査基準(2)について】	3. アスリート委員名簿
			アスリート委員会の構成について、性別や競技・種目・障害クラス・地域等のバランスに留意してい	
	である。	し、その意見を組織運営に反	ేం.	議事録
6		映させるための具体的な方策	【審査基準(3)について】	
		を講じること	理事がアスリート委員会に出席・発言権限が認められており、出席した理事らが理事会に委員会の意	
			見をフィードバックできるようにしている。	
			また、アスリート委員会の委員長は理事会にオブザーバ出席することとしている。	
	[原則2]適切な	(2) 理事会を適正な規模と	【審査基準 (1) について】	1. 役員名簿
	組織運営を確保す	し、実効性の確保を図ること	現在、理事会は理事9名で構成されている。内2名が女性理事である。理事の成員は、パラリンピア	
	るための役員等の		ン、公認スポーツ指導者の有資格者、公認コーチ、国際審判、学識経験者など様々な経験および背景	
7	体制を整備すべき		をもつ者で構成している。	
	である。		オンライン会議システムの利用等により迅速な理事会の開催が可能である。	
	5	(2) (2 = (1 1 = 1 1		
	[原則2]適切な	(3) 役員等の新陳代謝を図る		5. 定款
		12.27	現在、理事の就任時の年齢に制限を設けていないが、2022年11月の理事会において、新たに規程を作	3 2. 2022年度第3回理
		0 = 0 , 1111	り年齢制限を設けるという方向性を承認した。2023年3月までに役員に関する規程を制定する。	事会議事録(案)
8	体制を整備すべき	を設けること		
	である。			

審査項目	原則	審查項目		
通し番号	冰 兒	街 里块口	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超	理事の在任年数と再任回数の上限については、会員数も少なく人選が難しいため現在設定されていないが、項目8と同じく、2022年11月の理事会において、理事就任時の年齢制限を含めて新陳代謝を図	5. 定款 1. 役員名簿
10		置し、構成員に有識者を配置	【審査基準 (1) について】 諮問委員会は現在未設置である。2023年6月までに設置する。	なし
11			【審査基準 (1) について】 役員、職員、本連盟会長が委嘱したスタッフ、本連盟の加盟団体および会員を対象とした倫理規程を制定している。 強化指定選手等を対象にした強化指定選手等行動規範を制定している。 今後も、組織運営に必要な規程類の見直しを継続的に行う。	6. 倫理規程7. 強化指定選手等行動規範

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	が共り	省旦 次口	自己説明	証憑書類
12			【審査基準(1)について】 団体の業務に関する各種規程を整備している。今後も、組織運営に必要な規程類の見直しを適宜行っていく。	8. 就業規則 9. 事務所掌規程
13			【審査基準(1)について】 団体の業務に関する規程として、事務所掌規程と経理規程を整備している。	9. 事務所掌規程 10. 経理規程
14			【審査基準(1)について】 法人の役職員の報酬等に関する規程としては旅費謝金規程がある。 定款(第19条)に、役員は無給とすることを定めている。 職員の雇用については、就業規則を定めている。	11. 旅費謝金規程 5. 定款 8. 就業規則
15		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を 整備しているか	【審査基準(1)について】 経理規程はあるが、法人の財産に関する規程は未整備である。2023年3月を目処に制定する。	10. 経理規程
16			【審査基準(1)について】 定款第7章において、法人の資産及び会計について定めている。 財政的基盤を整えるための諸規程は未整備である。2023年3月までにスポンサー規程を制定する。	5. 定款

審査項目	原則	審查項目		
通し番号	/永只)	供且 次口	自己説明	証憑書類
	[原則3]組織運	(3) 代表選手の公平かつ合理	【審査基準(1)について】	1 2. 2022 年度強化指
	営等に必要な規程	的な選考に関する規程その他	選手強化部会および理事会で審議して、代表選手の公平で合理的な選考方法を制定している。	定選手選考規程
	を整備すべきであ	選手の権利保護に関する規程	【審査基準(2)について】	
17	る。	を整備すること	(2)選手の権利保護に関する規程を整備している。	1 3. 2022 年 WSPS
			【審査基準(3)について】	ワールドカップ・チャン
			選手選考に関する規程(選考基準及び選考過程)は、コーチの会議で作成した上で、選手強化部会で	オン大会選手派遣規程
			審議している。	
	[原則3]組織運	(4) 審判員の公平かつ合理的		
			当連盟は、審判員制度を有していない。	
18	を整備すべきであ	ること		
	る。			
	[原則3]組織運	(5) 相談内容に応じて適切な	【審査基準 (1) について】	14. 法務相談担当弁護
	営等に必要な規程	弁護士への相談ルートを確保	 日本財団パラスポーツサポートセンター・シェアードサービスの法務相談支援を活用している。	士
	を整備すべきであ	するなど、専門家に日常的に	 当連盟は日本ライフル射撃協会の加盟団体であり、日本ライフル射撃協会の弁護士に相談することが	
19	る。	相談や問い合わせをできる体	できる。	
		制を確保すること	【審査基準(2)について】	
			シェアードサービスの法務相談支援の担当弁護士に相談することができる。	
	[[[]]]	(1)		
	[原則4] コンプ			なし
		を設置し運営すること	第1回コンプライアンス委員会を2023年6月までに実施する。	
	を設置すべきであ		【審査基準 (2) について】	
20	る。		コンプライアンス委員会の規程を2023年3月までに策定する。	
			【審査基準(3)について】	
			現在、コンプライアンス委員会に女性委員はいない。1名以上の女性委員を2023年3がつまで配置す	
			3.	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	/水只·J	街 旦次口	自己説明	証憑書類
21		(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 コンプライアンス委員会の委員に、税理士が含まれている。	15. コンプライアンス 委員会 委員名簿
22	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである		倫理規程に役職員の法令遵守について定めている。	6. 倫理規程 29.インテグリティ研修 の案内文書 30. 2022年度インテ グリティ講習会報告書
23		ること	【審査基準(1)について】 強化指定選手およびそれらの指導者に、日本パラリンピック委員会主催のインテグリティ研修に参加させている。強化合宿等の機会において、独自の研修も実施している。 公益社団法人日本ライフル射撃協会が実施するインテグリティ研修を、当連盟の会員やアントラージュに受講をさせている。また、当連盟が日本ライフル射撃協会のインテグリティ研修制度に沿ってインテグリティ研修を実施している。	16. 2021年度インテ グリティ講習会報告書 29.インテグリティ研修 の案内文書 30. 2022年度インテ グリティ講習会報告書
24	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 当連盟は、審判員制度を有していない。	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	が見り	街 旦次口	自己説明	証憑書類
	[原則6] 法務、	(1) 法律、税務、会計等の専	【審査基準(1)について】	17. シェアードサービ
	会計等の体制を構	門家のサポートを日常的に受	日本財団パラスポーツサポートセンターのシャードサービス支援を受け、サービスのメニューについ	ス利用契約書
25	築すべきである	けることができる体制を構築	ても適宜している。	
		すること	【審査基準(2)について】	
			日本財団パラスポーツサポートセンターのシャードサービス支援によって、日常的に法律、税務、会	
	5		計等の専門家のサポートを受けている。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	[原則6]法務、	(2) 財務・経理の処理を適切	【審査基準(1)について】	1. 役員名簿
	会計等の体制を構	に行い、公正な会計原則を遵	会計・経理に関する取引の正確性を確保するため、支払申請処理に関しては、複数職員が処理に係る	19. 監事監査報告書
	築すべきである	守すること	等適切に内部牽制が働くよう業務を実施している。	2022年6月15日
			日本財団パラスポーツサポートセンターのシェアードサービスの経理業務支援を活用している。	18. 外部監査報告書
26			【審査基準(2)について】	2020年1月10日
			監事1名を設置し、監査を行っている。	
			【審査基準(3)について】	
			監事による定期の監査、適宜公認会計士による外部監査により取引の検証や内部統制のレビューを受	
			けている。直近では2020年1月10日に外部監査を実施した。	
	[原則6] 法務、	(3) 国庫補助金等の利用に関	【審査基準(1)について】	19. 監事監査報告書
	会計等の体制を構	し、適正な使用のために求め	国費による補助金等に関しては、各事業の審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に	2022年6月15日
27	築すべきである	られる法令、ガイドライン等	努めている。	
		を遵守すること		

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	/永兴		自己説明	証憑書類
	[原則7]適切な	(1) 財務情報等について、法	【審査基準(1)について】	20. 令和3年度決算書
	情報開示を行うべ	令に基づく開示を行うこと	年度決算においては、総会の承認決議の後、HPへ掲載し、開示を行っている。決算報告書には、活動	
	きである。		計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書およぶ財産目録等全て含まれている。	
28				
	[原則7]適切な	(2) 法令に基づく開示以外の	【審査基準(1)について】	21. 当連盟ホームペー
		情報開示も主体的に行うこと	選手選考基準を含む選手選考に関する情報は、理事会決議後、会員への開示を行っている。	ジ
	_			選手派遣規程・選考規程
			程」のページを設け、選手選考基準を外部にも開示するようにした。	のページ
29		٤		
	「原則7〕適切な	(2) 法令に基づく開示以外の	【家杏其淮 (1) について】	22. 当連盟ホームペー
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	当連盟の規程を日障射連ホームページで外部にも開示するよう逐次準備を進めている。「スポーツ団	ジ ジ
				^ ガ バ ナンスコード 遵守状況の
			報」→「ガバナンスコード遵守状況」のページで公開している。	ページ
30		こと		

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	原 則	谷旦	自己説明	証憑書類
	[原則8]利益相	(1) 役職員、選手、指導者等	【審査基準 (1) について】	なし
	反を適切に管理す	の関連当事者とNFとの間に生	重要な契約については、契約締結の際に利益相反の有無を複数の役員・職員で確認している。	
	べきである	じ得る利益相反を適切に管理		
		すること	【審査基準(2)について】	
			利益相反規程は未整備である。2023年3月までに整備する。	
31				
21				
	[原則8]利益相	(2) 利益相反ポリシーを作成	【審査基準 (1) について】	なし
	反を適切に管理す	すること	利益相反規程は未整備である。2023年3月までに整備する。	
	べきである			
32				
32				

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	<i>i</i> 永兴	甘且 次口	自己説明	証憑書類
	[原則9]通報制	(1) 通報制度を設けること	【審査基準(1)について】	23. 公益財団法人日本
	度を構築すべきで		公益財団法人日本パラスポーツ協会および公益社団法人日本ライフル射撃協会の通報窓口を活用する	パラスポーツ協会の相談
	ある		こととしている。会員への十分な周知ができていなかったので、2022年中にHPで周知する。	窓口のページ
			【審査基準(2)について】	
			上部団体である日本ライフル射撃協会の通報相談窓口については、会員の個人情報が保護される形で	24. 公益社団法人日本
			の活用とする。	ライフル射撃協会の通報
			【審査基準(3)について】	相談窓口のページ
			通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについては、職員に関しては就業規則に個	
33			人情報保護の規定がある(就業規則第27条)。役員に関しては、2023年3月までに倫理規程等への明記	8. 就業規則
33			により規定化する。	
			【審査基準(4)について】	
			通報窓口を利用したことを理由として相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止することを会	
			議で2023年6月までの会議で議決する。	
			【審査基準(5)について】	
			役職員に対して、研修等により、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹	
			底する教育を行う。2023年6月までに一度実施する。	
	[原則9]通報制	(2) 通報制度の運用体制は、	【審査基準(1)について】	23. 公益財団法人日本
	度を構築すべきで	弁護士、公認会計士、学識経	前項の通報相談窓口は外部の顧問弁護士となっている。	パラスポーツ協会の相談
	ある	験者等の有識者を中心に整備		窓口のページ
		すること		
34				24. 公益社団法人日本
34				ライフル射撃協会の通報
				相談窓口のページ

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	小 京只	街旦視口	自己説明	証憑書類
	[原則10] 懲罰制	(1) 懲罰制度における禁止行	【審査基準 (1) について】	6. 倫理規程
	度を構築すべきで	為、処分対象者、処分の内容	倫理規程は策定している。懲罰規程を2023年3月までに策定する。	
	ある	及び処分に至るまでの 手続を	【審査基準(2)について】	
		定め、周知すること	懲罰規程を策定後、すみやかに公開する。	
			【審査基準(3)について】	
			懲罰規程に、処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けること	
35			を含める。	
			【審査基準(4)について】	
			懲罰規程に、処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手	
			続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを含める。	
	「原則10] 徴罰割	(2) 処分審査を行う者は、中	【家本其淮 (1) について】	なし
			倫理規程は策定しているが、懲罰規程を2023年3月までに策定する。	
	ある		懲罰規程に、処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有していることを含める。	
36	(4) -5		が高が住に、たが留直を刊り自体、中立正次0 寺川正を刊してV ることを占める。	
	[原則11]選手、	(1)NFにおける懲罰や紛争に	【審査基準 (1) について】	25. 特定非営利活動法
	指導者等との間の	ついて、公益財団法人日本ス	スポーツ仲裁に関する規程を定めている。	人日本障害者スポーツ射
	紛争の迅速かつ適	ポーツ仲裁機構によるスポー	【審査基準(2)について】	撃連盟 スポーツ仲裁に
	正な解決に取り組	ツ仲裁を利用できるよう自動	スポーツ仲裁に関する規程では、「特定非営利活動法人日本障害者スポーツ射撃連盟の諸事業 及び そ	関する規程
37	むべきである。	応諾条項を定めること	の 組織 運営に関 して行った 決定事項に対する不服申し立てに ついては」とす、適用範囲を広く定め	
31			ている。	
			【審査基準(3)について】	
			申立期間について合理的ではない制限を設けていない。	

審査項目	原則	審査項目			
通し番号	/水共1	省旦 次口	自己説明	証憑書類	
38	[原則11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準(1)について】 スポーツ仲裁の利用が可能であることを記載した書面を処分対象者に通知することを定める。 https://jpssf.com/index/show- pdf/url/aHR0cHM6Ly9kMmEwdjF4N3F2eGw2Yy5jbG91ZGZyb250Lm5ldC9maWxlcy9zcG9ocC9tdW x0aS1tYXN0ZXJwYWdILzYzODZhMDVhYmEzODkucGRm	31. スポーツ仲裁に関する規程のHP掲載状況	
39		(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準(1)について】 危機管理体制の構築は未整備であり、危機管理運用マニュアルを2023年3月までに策定する。 【審査基準(2)について】 危機管理マニュアルは未整備である。2023年3月までに策定する。 【審査基準(3)について】 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含める。 【審査基準(4)について】 危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含める。	なし	
40	体制を構築すべき	は、事実調査、原因究明、責 任者の処分及び再発防止策の	【審査基準(1)について】 審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生していなかったので、審査対象外である。 現在、理事会で対応している。事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築することについて、検討を進める。	なし	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号			自己説明	証憑書類
41		する場合、当該調査委員会	審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生していなかったので、審査対象外である。 現在、理事会で対応している。危機管理及び不祥事対応としての外部調査委員会を設置する体制について、検討を進める。	なし
42	織等に対するガバ ナンスの確保、コ ンプライアンスの 強化等に係る指	(1) 加盟規程の整備等により 地方組織等との間の権限関係 を明確にするとともに、地方 組織等の組織運営及び業務執 行について適切な指導、助言 及び支援を行うこと	地方組織は無いため該当しない。	
43	織等に対するガバ	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織は無いため該当しない。	